

平成 18 年 1 月 13 日

新潟県知事  
泉田 裕彦 様

107-0052 東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 1 3 号  
(社)農林水産先端技術産業振興センター (STAFF)  
理事長 岩元 睦夫  
電話 03-3586-8644 FAX 03-3586-8277

### 「遺伝子組換え作物の栽培に関する条例(素案)骨子」についての意見

先般、貴県において意見募集をされた「新潟県食品安全条例(仮称)骨子案」につき、特に遺伝子組換え作物の栽培の取扱いの項に関して、私どもの意見を提出させて頂いたところではありますが、今般、貴県において「遺伝子組換え作物の栽培に関する条例」を制定することとされ、その「(素案)骨子」について意見募集を進めておられることから、重ねて、以下の諸点について、意見を申し述べさせて頂きたく存じます。

1. 開放系試験栽培につき、骨子の 2 ページ「開放系試験栽培に関する規制」1 の  
において、「交雑混入防止措置は、知事が定める基準に適合するものでなければなら  
ない。」とされ、具体的内容は別途専門家による「栽培基準検討会」でご検討中との  
ことですが、少なくとも、試験栽培については、既に農林水産省において「第一種使  
用規程承認組換え作物栽培実験指針」(平成 16 年 2 月 24 日付け 15 農会第 1421 号農  
林水産技術会議事務局長通知)が定められており、これに拠るべきと考えます。この  
基準は、各分野の専門家から成る検討委員会で、交雑混入の回避を前提に、最新の科  
学的知見を反映した全国共通の基準として制定されたものと承知しております。  
もし、ここに安易な上乘せがなされる様なことがあれば、関係者に過剰負担を強い  
るばかりでなく、国と県の二重基準化が招く混乱と、世にいたずらに不安感を煽るこ  
とになり、結果として、未来を開く技術開発の芽を摘むことになってしまうことを強  
く危惧するところであります。
2. 開放系一般栽培につき、骨子の 1 ページ「開放系一般栽培に関する規制」にお  
いて、栽培を許可制にした上で、別途知事が定める交雑混入防止措置の基準を遵守す  
ることとし、さらに交雑有無の確認のためのモニタリング措置とその確認・報告等の  
遵守事項が定められることとなっており、また、骨子の 3 ページ「雑則」の 4 に

において、罰則規定を設け、特に開放系一般栽培の規制違反に対しては刑事罰の適用が謳われるなど、一連の厳しい規制措置が講じられることとなっております。しかし、ここで対象とされる遺伝子組換え作物は、将来、栽培希望が出てきた場合も、何れも、既に安全性が確認されたものであり、あくまで安全性が確認されている作物間での交雑混入の問題であることをお考え頂きたいと存じます。

遺伝子組換え技術は比較的新しい技術であり、その発展が急速であったが故に、漠然とした不安感を持つ人々が存在するのは事実です。しかし、そのことをもって、遺伝子組換え作物に限って、一方的に、実質的に実施不可能に追い込むような過剰な規制を設けることは、公的制度の在り方とし、不均衡感を禁じ得ません。

3. 以上、我が国が、今後、国際競争力を持ち、環境と調和を保ちつつ、食料の安定供給と農業の振興を図っていくためには、遺伝子組換え技術を含むバイオテクノロジーの研究開発と応用は不可欠であり、これをいたずらに規制するものとならないよう、今般、貴県におかれて「遺伝子組換え作物の栽培に関する条例」の策定を検討されるに際し、この点にご配慮下さるよう、特に要請させていただきます。